

概算見積書（料金参考資料） 太田市藪塚本町文化ホール

2025.08.30(改訂)

この書類は概算見積額を算出するものです。当日の付属施設や施設の利用状況により多少実際の利用料が変動する場合があります。詳細は会館へお問い合わせください

(単位：円)

施設使用料	場所	曜日	入場料	午前	午後	夜間	全日
				9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	9:00~22:00
ホール	平日	徴収しない場合		10,000円	15,000円	20,000円	45,000円
		2,000円以下		15,000円	22,500円	30,000円	67,500円
		2,001円以上		20,000円	30,000円	40,000円	90,000円
ホール	土日祝	徴収しない場合		12,500円	19,000円	25,000円	56,500円
		2,000円以下		19,000円	28,500円	37,500円	85,000円
		2,001円以上		25,000円	38,000円	50,000円	113,000円
ステージ	平日			4,700円	8,000円	10,300円	23,000円
	土日祝			5,700円	8,500円	11,300円	25,500円
リハーサル室	全日			1,500円	2,000円	2,000円	5,500円
時間延長・繰り上げ(15分~59分)				該当区分の30%を加算			

- 祝日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 照明設備、音響設備の操作を専門技術者に委託する場合の経費は、利用者の負担とする。入場料がある場合は必ず利用者が手配する。
- ピアノを調律する場合の経費は、利用者の負担とする。

付属設備使用料(1日単位・リハ、本番に関わらず)	NO.	セット名	区別	使用料	セット内容
1	道具セット	小	1,000円	演台、司会台、緋毛氈、上敷、座布団、めくり	
		大	3,000円	金屏風	
3	反射板セット		3,500円	反射板、指揮者台、演奏者譜面台	
4	離壇セット	小	3,000円	平台15枚以下(箱馬、開き脚等の補助道具を含む)	
		大	6,000円	平台16枚以上(箱馬、開き脚等の補助道具を含む)	
6	ピアノ(YAMAHA)	1台	2,000円	ホールのみ	
7	ピアノ(KAWAI)	1台	1,000円	リハーサル室のみ	
8	映写セット	小	2,000円	46mm映写機又は移動式プロジェクター、300インチまたは移動式スクリーン	
		大	3,000円	ホール固定プロジェクター、300インチスクリーン	
		※リハ室	1,000円	AVラック(固定又は移動式プロジェクター、移動式スクリーン)	
11	照明セット	小	5,000円	講演会、式典、ピアノ発表会(小規模)	
		大	15,000円	芸能発表、コンサート、ミュージカル	
13	ピンスポット		5,000円	設置台数1台のみ	
14	音響セット	小	2,500円	講演会、式典、ピアノ発表会(小規模)	
		大	4,000円	芸能発表、コンサート、ミュージカル	
		※リハ室	1,000円	AVラック(マイク、CD、カセットなど)ワイヤレスシステムマイク、ポータブルマイク	
17	電気器具持込使用	1kw当たり	100円	ステージ演出以外に使用した場合	

文化会館使用料の減免基準

- 市、教育委員会等が主催又は共催で利用するとき →100%免除
- 市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の長が、児童又は生徒の保育活動又は教育活動に利用するとき →100%免除
- 市内の大学の長が学生の教育活動に利用するとき
- 市内の社会教育関係団体又は文化協会及びその所属団体が社会教育活動、文化活動等に利用するとき →50%免除
- 市内の社会福祉関係団体が社会福祉活動等に利用するとき →50%免除
- その他教育委員会が適当と認めるとき →教育委員会が認める割合

(A)施設使用料	月	日	()	月	日	()	月	日	()
ホール									
ステージ									
リハーサル室									
施設使用料 合計									

(A)合計									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(B)付属設備使用料	月	日	()	月	日	()	月	日	()
NO.									
NO.									
NO.									
NO.									
NO.									
NO.									
NO.									
NO.									
NO.									
NO.									
NO.									
NO.									
NO.									
NO.									
付属設備使用料合計									

(B)合計									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

総合計 (A) + (B)									
---------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※付属設備使用料セット内容に明記がない、又は明確でない内容については各セット内容を準ずる料金を適用する
 ※楽屋1・2についてはホール又はステージの利用に付随する施設とする
 ※利用時間を延長し、又は繰り上げて利用する部分は15分以上59分までの時間とし、利用料の30%を徴収する
 ※【ステージ】申請の利用では、客席・ホワイエの使用はできません